

「津久見市都市計画マスタープラン」の概要

- 策定機関：津久見市都市建設課 □対象区域：津久見市全域
□策定期間：平成 21 年 7 月～平成 22 年 2 月（予定）

1. 「津久見市都市計画マスタープラン」について

1-1. 「都市計画マスタープラン」とは

○都市計画マスタープラン：

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2 に規定）

○津久見市の特性や課題を整理、把握し、都市計画区域マスタープラン、津久見市総合計画をはじめとする上位計画や他関連計画の内容を踏まえ、市民の意見を反映して策定する津久見市都市計画の総合的な指針です。

都市計画マスタープランとは、平成 4 年(1992 年)6 月の都市計画法の改正によって、都市計画法第 18 条の 2 に規定された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

都市を取り巻く状況は近年大きく変化しており、それに対応する形で、都市計画法の改定や景観緑三法の制定等が行われています。そこで、本市では、平成 21 年度内に上位、関連計画との整合を考慮しつつマスタープランを策定します。

「津久見市都市計画マスタープラン」では津久見市の現状や課題を整理・把握し、「第 4 次津久見市総合計画（平成 18 年 3 月 以下「総合計画」）」や「整備・開発及び保全の方針」（区域マスタープラン）、さらに部門別の計画として既に示されている各種計画を踏まえ、

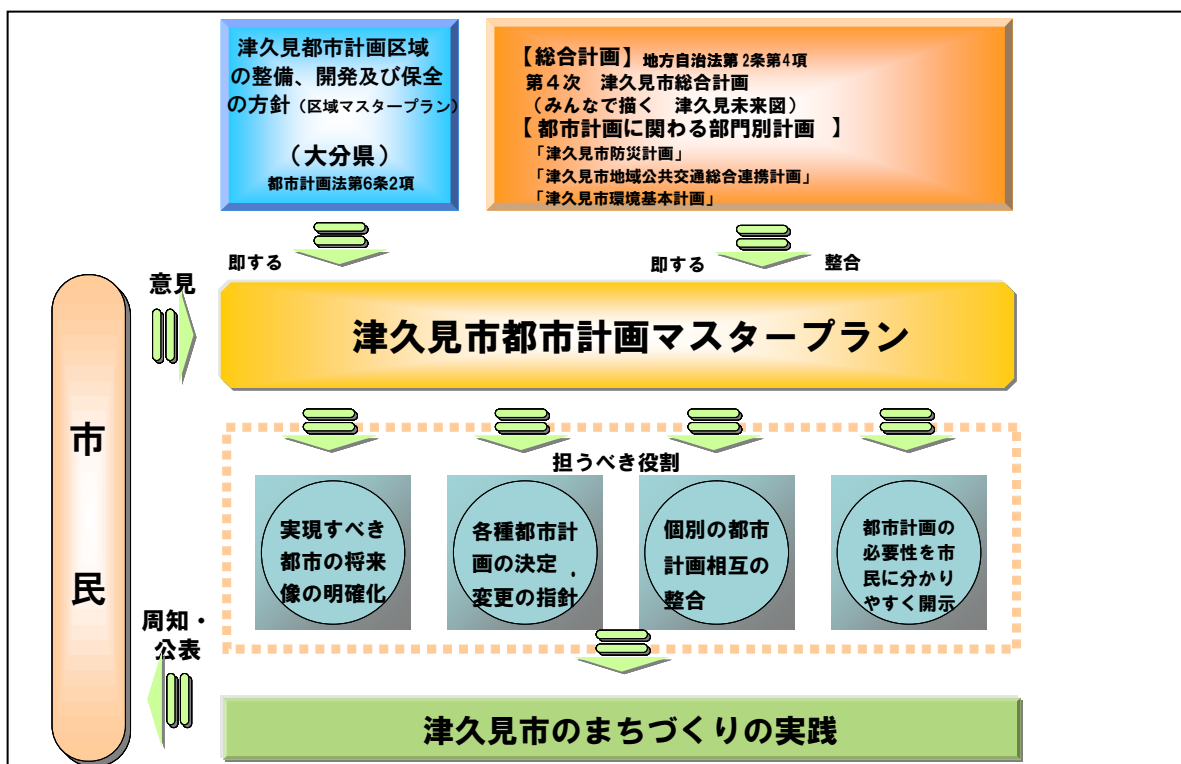


図 1 「津久見市都市計画マスタープラン」の位置づけと担うべき役割

都市の将来像を明確に表し、長期的な視点の下、これからの都市づくりに必要な各種都市計画の基本方針を定めるなど、津久見市都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

このため、「津久見市都市計画マスタープラン」は、津久見市の市民と行政とが相互に協力し、理解を深めながら、これからの津久見市の将来像を考え、都市づくりを進めていくための指針となる方針を策定するものとします。

1-2. 「津久見市都市計画マスタープラン」の担うべき役割

「津久見市都市計画 マスタープラン」 の担うべき役割	<input type="checkbox"/> 実現すべき都市の将来像の明確化 <input type="checkbox"/> 各種都市計画の決定・変更の指針 <input type="checkbox"/> 個別の都市計画相互の整合 <input type="checkbox"/> 都市計画の必要性を市民に分かりやすく開示
---	--

実現すべき都市の将来像の明確化

市民の合意にもとづくまちづくりをすすめるため、様々な地域特性を踏まえ、市民の意見を反映させながら、将来のまちの姿を「実現すべき都市の将来像」として明確にすることが求められます。これが都市計画マスタープランです。

各種都市計画の決定・変更の指針

「津久見市都市計画マスタープラン」は、津久見市において今後展開していく様々なまちづくりの指針となるため、「津久見市都市計画マスタープラン」に示す将来像としては、土地利用や道路、上下水道、公園等の都市施設に関する方向性を示す指針としての役割が求められます。また、時代の流れに対応するため、適時見直しを行う必要があります。

個別の都市計画相互の整合

土地利用や都市施設等に係る各種都市計画は、「津久見市都市計画マスタープラン」で示す将来像に基づき、個別の都市計画を定めることで相互に整合をとることができます。

都市計画の必要性を市民に分かりやすく開示

「津久見市都市計画マスタープラン」の作成に当たっては、計画に対する市民の関心を高めかつ広く周知を図るため、その表現においては図表や文章を工夫し分かり易い表現により、市民に個別の都市計画の位置づけや必要性を身近なものとするよう工夫します。

1-3. 目標年次

「津久見市都市計画マスタープラン」は、概ね20年後を見据えた上で、10年後の津久見市の将来像を展望することとし、目標年次を、西暦2020年（平成32年）としてその策定をすすめる。

1-4. 将来フレームの設定

「津久見市都市計画マスタープラン」の人口フレームについては、
将来人口は17,000人とし、目標人口を19,000人(いずれも平成32年)
 と設定する。

津久見市総合計画では、コーホート法(変化率法)による人口推計を行い、平成27年度には17,810人程度になるとの推計結果を示している。そして、平成27年度の目標人口については、今後の人口減少の歯止めによって19,000人を確保することを掲げている。

一方、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計によると、平成12年国勢調査人口を基準とする推計結果(平成15年12月発表)では18,638人、その後の平成17年国勢調査人口を基準とする推計結果(平成20年12月発表)では18,212人と推計されており、いずれも総合計画の推計人口より若干多い推計結果を示している。

津久見市都市計画マスタープランでは、総合計画の目標人口と整合を図ることを前提として、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計結果を補正(※)した人口を将来人口として設定し、市の定住促進政策が実施された場合に、総合計画で示された目指すべき人口を目標人口として設定する。

※H27年時点の目標人口と推計人口の乖離分をその後の推計人口に上乘せすることで補正

表 各種人口推計結果の比較

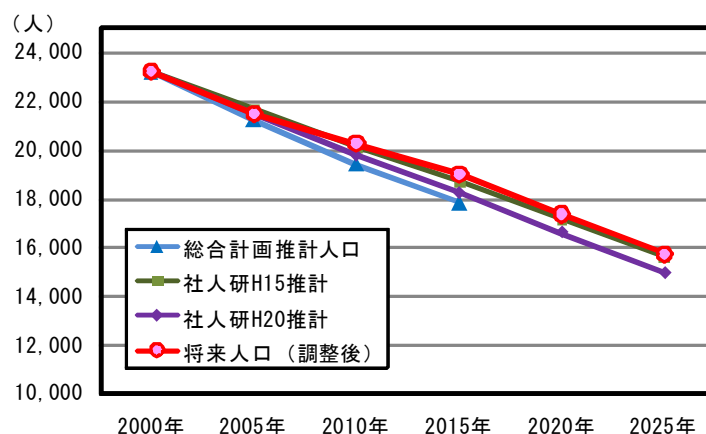
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
社人研H15推計	23,164	21,590	20,091	18,638	17,109	15,570
社人研H20推計	23,164	21,456	19,788	18,212	16,570	14,946
総合計画推計人口	23,164	21,180	19,370	17,810		
総合計画目標人口				19,000		

注：総合計画推計人口では2006年、2011年となっているが、それぞれ2005年、2010年の欄にまとめている

表 将来人口の設定

	2005年 H17年	2010年 H22年	2015年 H27年	2020年 H32年	2025年 H37年
将来人口	21,456	20,228	19,000	17,360	15,730

図 将来人口と推計人口との比較



1-5. 都市計画マスタープランの構成（全体構想と地域別構想）

一般に、「まちづくりの理念や都市計画の目標」「全体構想」「地域別構想」の主に3つが基本となっていますが、そのどれに重点をおくかは役割に応じて異なります。そのため、市町村の創意工夫により自由に構成して構わないことになっています。

基本的には市町村が定める都市計画の基本方針を定めるものですが、「狭義の法定都市計画」以外の方針を定めてもよいことから、まちづくり手法の活用方針等、ソフト面も含めた幅広いまちづくりのための計画になっても構いません。

①まちづくりの理念や都市計画の目標

市町村マスタープラン全体を方向づける理念や目標は、多くの主体に共有され、その方向に行動を促していくようなものを設定します。そのため、なるべくシンプルで方向性が明快であり、かつ長期的な目標として耐えうるものが望ましいです。また、総合計画でも理念や目標が掲げられているので、基本的な方向性について市町村マスタープランは共有すべきです。ただしそのままでは都市計画の目標として使いにくい場合もあるため、大きな方向性は合わせながら、都市計画にふさわしいキャッチフレーズに置き換えます。

②全体構想

一般的には、都市全体の将来像や骨格的な姿を文章、図面（軸、拠点）で表現する「都市像、都市構造」と、主に用途地域指定の方針としての意味をもつ「部門別の整備方針」で構成されます。特に后者では用途地域だけでなく、地区計画や特別用途地区、市街地開発事業、その他の任意のまちづくり事業等、できるだけ手段を示すことが望ましく、方針の中に「市街地整備の方針」項目を設けることがあります。

「津久見市都市計画マスタープラン」では、次の内容の収録を検討しています。

1. 都市の将来像と都市づくりの目標
（1）都市の将来像と都市づくりの理念（2）都市づくりの基本目標
（3）将来フレーム
2. 将来の都市構造
（1）土地利用の基本区分（2）骨格的拠点の配置（3）連携軸の配置
3. 都市整備方針
（1）土地利用の方針（2）交通体系の整備方針（3）都市整備方針（4）公園緑地の整備方針（5）自然環境の保全の方針（6）都市景観形成の方針（7）都市防災の方針

③地域別構想

全体構想で示せなかった方針の記述や図面の凡例区分をより詳細にするなど、全体構想との役割分担を図る必要があります。地域別構想は地域住民との間でより密接な合意を形成し、身近なまちづくりを進めていくためのツールとして活用していくことがあります。

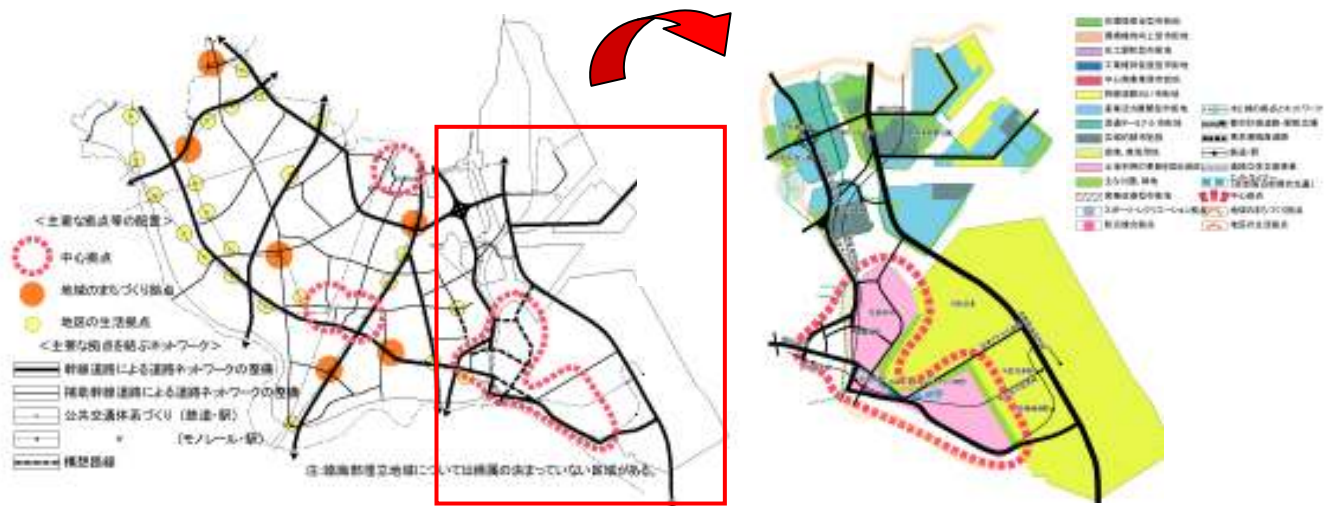


図2 全体構想で示された将来構造図（左）と地域別構想で示された地域別の将来図（右）
 出典：東京都大田区都市計画マスタープランより

「津久見市都市計画マスタープラン」では、次の内容の収録を検討しています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域区分 2. 地域別構想 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性と課題 (2) 地域別将来像 (3) 地域別整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ①土地利用の方針 ②地域施設の整備方針 ③地域のまちづくり方針 |
|---|

さらに、「津久見市都市計画マスタープラン」では「実現化方策」の検討を行い、記載することとします。

④実現化方策

この「実現化方策」とは、都市計画マスタープラン策定後、掲げられた方針の通りに本市の都市計画が運用されているか、あるいは地域別構想に沿って市民がまちづくりを推進しているか等をチェックするためのものです。

そのため、行政と市民の役割分担を明確にし、行政は市民に対してどのようなまちづくりに対する支援を行っていくか、あるいはどのようにして都市計画に関わるプロジェクトを動かしていくか、等について記載します。

1-6. 「計画対象区域」及び「地域別構想の地域設定」

○「津久見市都市計画マスタープラン」の計画対象区域

本計画の対象区域は、津久見市全域（約7953ha）を計画対象区域とします。

○地域別構想の地域の設定

地域コミュニティのつながりが深い中学校区及び都市計画条件を勘案しながら、概ね3区分に分けて検討を進めます。

（「津久見市都市計画マスタープラン」の計画対象区域）

「津久見市都市計画マスタープラン」は、「都市計画の基本的方針」であることから、都市計画区域に限定して策定することも可能です。しかし、本市の場合、全市面積（7953ha）に対し、都市計画区域は約63%（4997ha）となっており、長目地区、四浦地区や保戸島等、半島部や島嶼部のまちづくりに関する目標が書き込まれないこととなります。本市では、都市計画区域外にお住まいの市民も含め、全市的なまちづくりの機運を高めるという観点から、今回策定する「津久見市都市計画マスタープラン」については、全市域（約7953ha）を計画対象区域とします。

（地域別構想の地域の設定）

地域別構想の地域の設定は、都市計画運用指針（国土交通省 平成14年4月）において、「地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、市街化区域と市街化調整区域の区域区分等を考慮し、都市計画区域内の各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。」と示されています。

このことを踏まえ、本市では特に地域の地縁が強い「中学校区」をベースに、「二中学校地区」「一中学校地区（網代地区まで）」及び「半島・島嶼地区」の計3地区を設定します。住民参加についてもこの区分をベースに検討することとします。

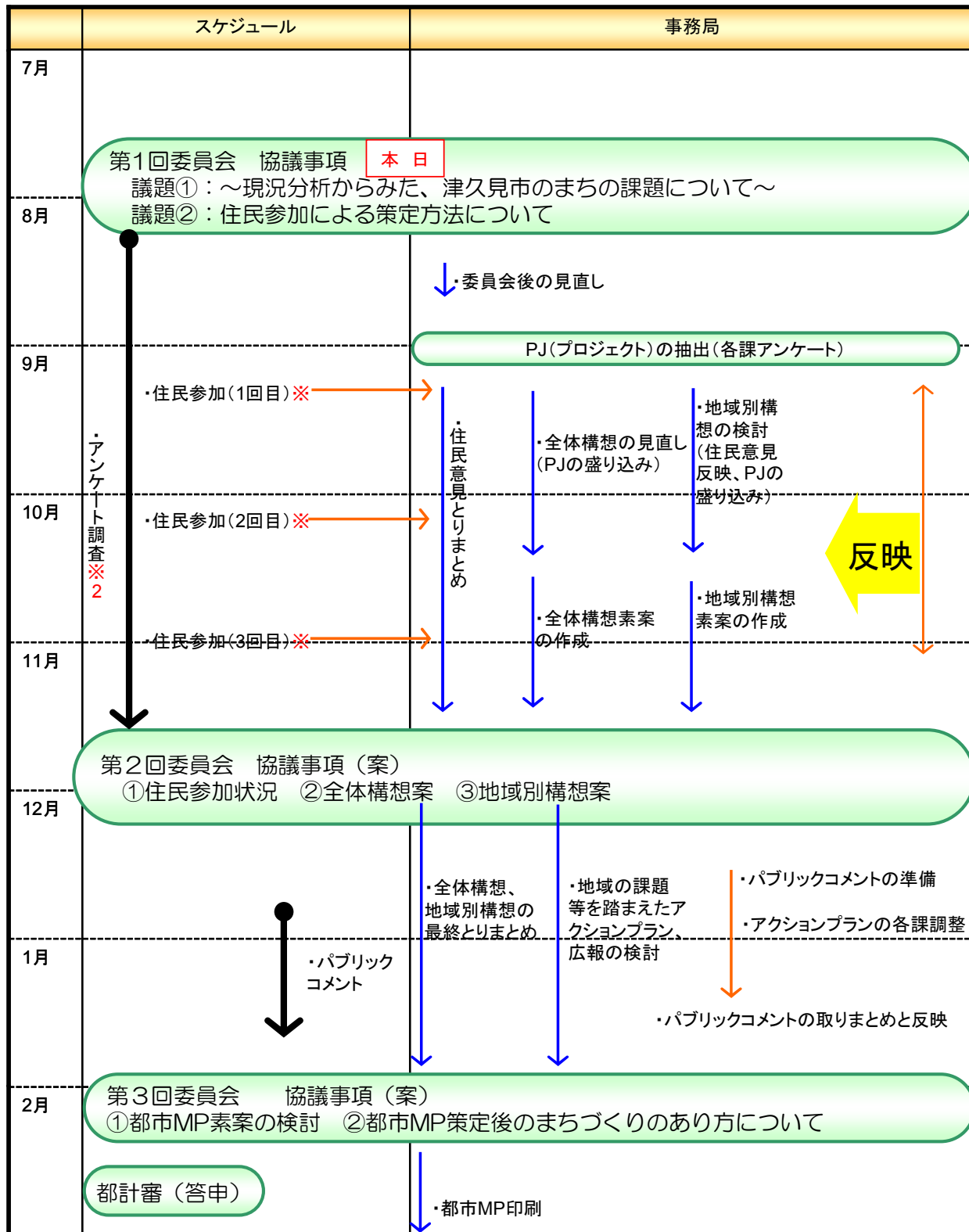


図3 地域別構想の地域区分（案）

1-7. 「津久見市都市計画マスタープラン」策定のスケジュール（案）

「津久見市都市計画マスタープラン」は、今年度（平成21年度）中に策定したいと考えております。そのため、次のような策定スケジュールを立案させていただきました。

津久見市都市計画マスタープラン策定委員会 策定スケジュール（案）



2. 「津久見市都市計画マスタープラン」の策定体制（案）

「津久見市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、次に示す策定の体制の下で検討を進めるものとします。

■津久見市都市計画マスタープラン策定委員会（仮称）

主に検討課題や全体構想・地域別構想・実現化方策、住民参加手法等について検討する組織で、学識経験者や地域の代表者等より構成します。

■津久見市都市計画マスタープラン策定委員会・事務局（仮称）

(1) 各課担当の都市計画事業に関わる課題や進捗状況などを確認し、新たに都市計画マスタープランに盛り込むべき内容を検討します。また、策定以降、都市計画マスタープランに即したまちづくりを推進する核とします。

(2) 都市建設課が主体となる「事務局」のとり仕切りのもと、津久見市都市計画マスタープラン策定委員会より示された意見等をもとに全体の検討を進めます。

■住民参加

市民の立場から、主に地域別にまちづくりの方向性を検討する場を設け、「事務局」が中心となり市民の方々の自由参加で開催していくものとします。

検討結果には都市計画マスタープラン策定委員会の検討を加え、地域別構想として反映させていただきます。

方法については【資料④】参照